

※ 本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。

平成 29 年 4 月 18 日
日本政府観光局 (J N T O)
株式会社地域経済活性化支援機構

日本政府観光局 (JNTO) と株式会社地域経済活性化支援機構 (REVIC) との 古民家等の歴史的資源を活用した外国人旅行者の地方誘客促進に向けた連携協定について

○ JNTO と REVIC は、古民家等の歴史的資源を活用した、外国人旅行者の地方誘客を促進することを目的に、双方の取組を連携・協力の下に実施していくことにより、地域の自立的・継続的な取組を促進し、地域経済及び社会の活性化を図るため、連携協定を締結しました。

1. 趣旨・目的

昨年の訪日外国人旅行者数は、史上初めて 2,000 万人を超えましたが、訪日外国人旅行者の旅行先は依然として東京・大阪等を巡るルートに集中しており、地方創生の観点からも、様々な地域に様々な国・地域の外国人旅行者を誘致することが重要な課題です。

そのような中、古民家がブランド化され、地域資源の一つとして活用されることで、広範なエリアにおいて歴史的な街並みや食文化、生活文化が体験できる滞在型ツーリズムを展開することが可能となります。

本協定は、こうした古民家を起点とする観光を軸とした地域活性化モデルの構築に向けて、JNTO 及び REVIC の取組を双方の連携・協力の下に実施していくことにより、地域の自立的・継続的な取組を促進し、地域経済及び社会の活性化を目指すことを目的として締結するものです。

2. 当面の連携・協力事項

- (1) 古民家等の歴史的資源を活用した地方への外国人旅行者誘致に関する海外発信
- (2) 古民家等の歴史的資源を活用した地方への外国人旅行者誘致に関する調査・情報収集

(3) 古民家等の歴史的資源及びこれらを活用した観光施設の効率的効果的な海外発信に向けた仕組みづくり

なお、上記以外の事項についても、随時実施する情報交換・意見交換を踏まえ、連携・協力可能な方策を追加していくこととしています。

【添付資料】古民家等の歴史的資源を活用した外国人旅行者の地方誘客促進に向けた連携に関する協定

【問い合わせ先】

日本政府観光局(JNTO)
インバウンド戦略部 誘致戦略グループ 半田
TEL 03-6691-3891

株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)
地域活性化支援部 十枝(とえだ)
TEL 03-6266-0273/FAX 03-6213-0082

古民家等の歴史的資源を活用した外国人旅行者の地方誘客促進に向けた連携に関する協定

政府は、昨年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、観光が我が国の成長戦略の柱、地方創生への切り札であるという認識の下、「観光先進国」の実現に一丸となって取り組んでいるところである。

昨年の訪日外国人旅行者数は、史上初めて2000万人を超えたが、訪日外国人旅行者の旅行先は依然として東京・大阪等を巡るルートに集中しており、地方創生の観点からは、様々な地域に様々な国・地域の外国人旅行者を誘致することが重要な課題となっている。

現在、独立行政法人国際観光振興機構（以下「JNTO」という。）では、インバウンドの飛躍的拡大に向けた取組において中核的な役割を果たし、訪日プロモーション事業の実施主体として観光立国の実現に向けて国が掲げる目標の達成に貢献することを目標としている。また、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）では、観光を対象とした地域活性化ファンドを活用し、観光産業の振興を通じた地域経済の活性化を目指している。

これら JNTO 及び REVIC の取組みを双方の連携・協力の下に実施していくことにより、地方への外国人旅行者誘致とともに、地域の自立的・継続的な取組みを促進し、観光を軸とした地域経済及び社会の活性化を図ることとする。連携・協力に当たっては、以下の事項を中心に、観光を軸とした地域活性化モデルの構築に向けて、地域が主体となっていく活動に対し、JNTO 及び REVIC の持つ機能を活かした具体的な支援策を連携・協力して検討する。

1. 連携・協力事項

JNTO 及び REVIC は、次の各号に掲げる事項について相互に連携・協力する。

- (1) 古民家等の歴史的資源を活用した地方への外国人旅行者誘致に関する海外発信
- (2) 古民家等の歴史的資源を活用した地方への外国人旅行者誘致に関する調査・情報収集
- (3) 古民家等の歴史的資源及びこれらを活用した観光施設の効率的効果的な海外発信に向けた仕組みづくり
- (4) 上記(1)(2)及び(3)の取組みに関する情報交換・意見交換

2. 期間

本協定の有効期間は本協定の締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が終了する前に双方の合意により更新をすることは妨げない。

平成29年4月18日

独立行政法人国際観光振興機構
理事長 松山 良一

株式会社地域経済活性化支援機構
代表取締役社長 今井 信義